

朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル審査要領

1 趣旨

本実施要領は、「朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル審査要領」に定める事項のうち、契約の優先交渉権者を選定するための審査について、必要な事項を定めるものである。

2 審査委員

審査は、別紙1「朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル審査委員名簿」に掲げる者の採点により行う。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーションの内容により採点する。

評価点	1人当たり100点
-----	-----------

- (2) 審査委員は、別紙2「朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル評価基準表」の各項目に基づき採点を行うものとし、採点項目について参加者から提案のない項目については0点とする。

4 プレゼンテーションの実施内容

- (1) 日程 令和7年11月10日(月)
- (2) 会場 朝霞市役所(朝霞市本町1-1-1)内会議室
- (3) 注意事項等
- ア 詳細な時間、会場は参加申込締切後に個別に通知する。
 - イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ウ プロジェクター、スクリーン、コードリール、HDMIケーブルは朝霞市が用意するが、その他必要な機材は参加者が用意すること。
 - エ 準備は開始時刻前の10分以内、説明時間は25分、質疑応答は5分とする。
 - オ 説明はパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。追加資料の提出は認めない。
 - カ 説明員は3人以内とし、業務の担当予定者が実施すること。
 - キ 社名を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

5 順位

- (1) 「朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル採点表」による評価点が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、評価点が6割以上であれば、優先交渉者みなす。
- (2) 「朝霞市公式LINE機能拡張システム貸借業務プロポーザル実施要領」に定める提案限度額を超える参加者は選定の対象としない。

6 審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果を参加者に通知する。